

令和7年度 第6回

印西市総合教育会議

会議録

令和7年10月3日

令和7年度 第6回 印西市総合教育会議 会議録

日時：令和7年10月3日(金)
10時30分～11時10分
場所：印西市役所 大会議室

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 議題
 - (1) 生涯学習に関する事務の一部と文化、文化財に関する事務の市長部局への移管について
4. 閉会

出席者(6名)

印西市長 藤代 健吾
印西市教育委員会 教育長 渡邊 義規
印西市教育委員会 教育長職務代理者 豊田 光弘
印西市教育委員会 委員 長尾 香奈
印西市教育委員会 委員 屋敷 毅
印西市教育委員会 委員 増田 洋子

市長部局

企画財政部長 米井 雅俊
企画財政部企画政策課長 武藤 誠
企画財政部企画政策課政策推進係長 藤代 悠子
総務部長 田口 光浩
総務部総務課長 海老原 博秋
総務部総務課行革推進係長 斎藤 孝一郎

教育部

教育委員会教育部長 伊藤 章
教育委員会教育部教育総務課長 鈴木 圭一
教育委員会教育部教育総務課総務係長 中野 竜一
教育委員会教育部学務課長 加藤 知己
教育委員会教育部指導課長 岡田 光靖
教育委員会教育部教育DX専門官 松本 博幸
教育委員会教育部生涯学習課長 中嶋 広
教育委員会教育部生涯学習課推進係長 海老原 勝人
教育委員会教育部文化振興課長 飯島 正義

(午前10時30分)

企画政策課長
(進行)

それでは、ただいまから令和7年度第6回印西市総合教育会議を開会いたします。

会議につきましては、印西市総合教育会議設置要綱第4条の規定により、議長は藤代市長にお願いをいたします。

藤代市長
(議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

まずお2人ですね、教育長におかれては引き続きということになりますけれども、非常に今、市の教育行政はある意味すぐに対応しなければいけない喫緊の課題に向き合っていたいただきながら、一方で、今日は違いますけれども、総合教育会議の方では教育ビジョンということで様々に議論させていただいていますけれども、これからの教育をどう作っていくのかという攻めの部分と、両面あってですね。非常に難しい舵取りが求められている中だと思いますけれども、真摯に現場のこどもたちそして保護者の皆さん、先生方に向き合ってこられたその在り様をですね、引き続き継続していただければ、印西市ワンチームとして、教育の場を作っていけるんじゃないかなという確信を持っておりますので、引き続き、ご尽力いただけると幸いです。

増田先生、さびついていたみたいなおことをおっしゃっていましたが、先月末まで教育センター、指導課でしたっけ、いらっしゃったんですよね。ですので、バリバリ現場を見られながら、今回このように教育委員会の方に入っていて、教育委員の方に加わっていて、また、もともと印西で生まれ育たれて、教職も長く印西の学校でもとっていただいたということで、そういう意味では、現場のこと、地域のことを一番よくわかっていらっしゃる方かと思いますので、忌憚のないご意見をいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

あと、豊田委員が今回から職務代理者にご就任をされたということで、重責かと思いますが、引き続きお力をお貸しいただければと思います。

屋敷委員と長尾委員も引き続き、大分慣れないことも多いかと思いますが、教育委員会の皆さんと我々ワンチームでいい教育行政を作っていければと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

ということで、議題に入って参ります。

議題1、生涯学習に関する事務の一部と文化、文化財に関する事務の市長部局への移管について、総務課よりご説明をお願いいたします。

総務課長

それでは、資料の説明をさせていただきます。

1、趣旨をご覧ください。

1つ目でございますが、生涯学習事業や文化振興事業は市民の学びを支援し、豊かな文化活動を通じて、創造性を育むだけでなく、多世代交流の場として、人と人との繋がりを深める役割も果たしております。

市としましては、これらの事業を市長部局へ移管することで、これらの事業と地域づくりやコミュニティづくりに相乗的な効果を発揮できるものと考えております。

2つ目でございます。

学校教育では、未来を担う児童生徒一人一人に寄り添って成長を支えるとともに、いじめや不登校、学力の問題などの対応に加え、近年では教職員の働き方改革も必要であり、非常に大きなエネルギーと責任が生じているため、学校教育をより充実する体制を整えていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

2、法律での規定でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条では、教育委員会の事務についてご覧の通り規定されております。

次のページをお願いいたします。

第22条では、教育大綱の他、地方公共団体の長が執行する事務をご覧の通り規定しております。

次のページをご覧ください。

法の第23条ですが、今回事務を移管するにあたって、その根拠が規定されている条文になります。

教育委員会が執行することとなっている事務につきまして、市の条例で定めることにより、1号から4号に記載の図書館、博物館、公民館の他、スポーツや文化、文化財に関する事務を市長が執行することができるものと規定されております。

この法律については、平成19年の改正でスポーツ及び文化が、平成30年の改正で文化財が、令和元年の改正で図書館、博物館、公民館などの教育機関が職務権限の特例として市長部局へ移管可能なものと規定されたものでございます。

なお、本市では平成30年度に、この第23条の第2号のスポーツに関すること、学校における体育に関するものを除く、につきまして、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することで、すでに市長部局へ移管しております。

今年度はこの条例を改正することで、生涯学習に関する事務の一部と文化、文化財に関する事務を市長部局へ移管したいと考えております。

次のページをご覧ください。

第29条では、歳入歳出予算や議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。

そのため、条例改正を要するような場合には、移管後も教育委員会の意見を伺うよう規定されております。

次のページをご覧ください。

3-1、移管イメージでございます。

教育委員会の生涯学習課で執行している事務のうち、公民館、中央駅前

地域交流館、図書館といった施設を含めた事務のうち、一部事務を市長部局へ移管したいと考えております。詳細は次のページで説明いたします。

なお、令和7年度から教育委員会で事務をしております、放課後児童関係事務につきましては、引き続き教育委員会の所管となります。

また、文化振興課で執行しております、文化、文化財に関する事務につきましては、資料に記載の公共施設含めて市長部局へすべて移管するよう考えております。

次のページをご覧ください。

3-2、移管イメージ、生涯学習関係でございます。

まず、先ほどご説明いたしました法律におきましては、公民館や図書館のような社会教育施設は市長部局へ移管することが可能とされておりますが、その他の社会教育に関する事務につきましては移管が認められておりません。

そのため、市長部局へ移管する事務に記載しているもののうち、社会教育に関すること及び青少年の健全育成に関することにつきましては、補助執行により市長部局で事務を行うよう考えております。

また、教育委員会に残る事務としましては、教育振興計画に関するものの他、学校に関係が深いものとして、学校運営協議会に関すること、地域学校協働活動に関すること、家庭教育に関すること、これらは教育委員会に残すよう考えております。

次のページをご覧ください。

4、今後の予定でございます。

本日の教育委員会の皆様との意見交換を踏まえた上で、11月に教育委員会定例会にて、ご審議をいただきたいと考えております。

また、本年度は本日ご意見を伺う生涯学習や文化振興に関する事務移管の他、組織全体の見直しを進めておりますことから、印西市行政組織条例の改正とあわせまして、印西市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を12月議会に上程する予定でおります。

これらの条例が可決されましたら、関連する規則等の改正を進め、1月以降に教育委員会定例会にて規則等のご審議をお願いする予定でおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤代市長
(議長)

いかがですか。
はい、豊田委員。

豊田教育長職務
代理者

豊田でございます。

2点ほどちょっとお伺いしたいんですが、今の段階ではっきりはしてないと思うのですが、今回の組織の改編に至る経緯については、今のお話、資料等でわかったところがございますが、生涯学習、社会教育が、市長部局へ移管されて、大体どのような部署で行われるものなのか。

また、市長部局に移管されてどのように変わってくるものなのかという

のを再度教えていただきたいと思います。

まずそれが1点目でございます。

それともう1点、図書館等の社会教育施設については、教育委員会が管理・所管してきたところでございますけれども、これは、例えば政治的な中立ですとか、継続性、安定性の確保、住民の意向の反映、専門性の発揮、あとは大事なのが、学校との連携が教育行政として一体性を保てることが大変重要なことではないかと考えております。

この市長部局に、こういったものが移管された時に、こういった弊害を排除するための何か措置みたいなものを考えていらっしゃいましたら、教えていただきたいと思います。

以上でございます。

藤代市長
(議長)

それでは事務局の方からお願いいたします。

総務課長

1点目は、総務課の方から回答させていただきます。

生涯学習、社会教育の事業につきましては、人と人との繋がりを深める役割を果たしていることから、市長部局の他部門との横断的な政策展開により地域づくりやコミュニティづくりと相乗的な効果を発揮させたいというところがございます。生涯学習や社会教育は特に市民活動関係と親和性が高いため、市民活動関係と同じ部署で行うことを考えております。

移管したことで変わる点としましては、生涯学習や社会教育について、地域づくりの各種施策と一体的な展開が可能となります。公民館であれば、学習の場であるだけでなく、より地域拠点としての意味合いを持たせることが可能となり、学びの拠点の成果を、地域づくりにつなげていけるものと考えております。

以上でございます。

藤代市長
(議長)

あとは政治的な中立性の部分（をお願いします）。

生涯学習課長

それでは、2点目につきましてご回答させていただきます。

市長部局に移管後も、社会教育法等に基づく社会教育機関であることに変わりはありませんので、政治的中立性、継続性、安定性の確保、学校教育との連携等に留意し、適正に運用して参りたいと考えております。

以上でございます。

豊田教育長職
務代理者

ありがとうございました。

ぜひとも、今までと同じような連携をとっていただきたいと思いますので、よろしくご検討の方お願いしたいと思います。

以上でございます。

藤代市長
(議長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
それでは、長尾委員どうぞ。

長尾委員 はい。ありがとうございます。
この移管の件ですけれども、今までの利用者に対する広報や説明はどのように今後されていく予定か教えていただけますと幸いです。

藤代市長
(議長) はい、それでは、総務課長お願いします。

総務課長 はい、回答させていただきます。
全体的な組織のお知らせといいますか、スケジュールとしましては、9ページの今後の予定をご覧くださいよろしいでしょうか。
12月に組織に関する条例について、議会の方に審議していただきまして、こちらで可決いただきましたら、広報等を通じまして、組織全体の改編とあわせまして、広報させていただく予定であります。
以上でございます。

生涯学習課長 利用者等への周知でございますが、基本的に担当課が移管するものでございますので、利用方法等の変更はございませんので、利用者等への影響はないものと考えております。
問い合わせ先等は引き続き各館での対応となりますけれども、利用団体等への周知につきましては、サークル協議会等を通じまして周知して参りたいと考えております。

藤代市長
(議長) よろしいですか。
では、屋敷委員。

屋敷委員 屋敷です。よろしくお願いします。
移管業務に関する協議会等について、移管後ですね、変更などあれば教えていただきたいのが1つと、あと、実際近隣市町村や他市の事例について、教えていただければと思います。
メリットデメリットなどもあるようでしたら、それもお伺いしたいと思います。
よろしくお願いします。

藤代市長
(議長) それでは、生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。
社会教育法が設置根拠となっております、社会教育委員会議と公民館運営審議会につきましては、法令上はともに設置の義務はないところでござ

います。

また委員構成区分も同様の規定となっておりますことから、これらを統合して、同様の機能を有する新たな委員を市長の委嘱により設置したいと考えております。

また、図書館協議会委員につきましては、図書館法が設置根拠のため、統合せず、現行のまま継続する方針でございますが、移管後は市長の、委嘱が必要となりますので、再委嘱となるものと考えております。

藤代市長
(議長)

他に大丈夫ですか。よろしいですか、今の回答で。
総務課長。

総務課長

他市町村の状況についてご説明させていただきます。

県内36市の状況で申し上げますと、公民館、図書館について市長部局へ移管している市はございません。ただ、東金市のような公民館そのものが存在しない市もございます。

全国的には、神奈川県の高崎市や綾瀬市などが、公民館及び図書館を市長部局へ移管しております。

次に芸術文化関係につきましては、県内で言いますと、千葉市、市川市、成田市、佐倉市が市長部局へ事務を移管しております。

また、文化財関係につきましては、佐倉市が市長部局へ事務移管をしております。

こちらの方のメリットデメリットでございますが、移管したことによるメリットはあるにしろ、デメリットはないと私どもは考えております。

以上でございます。

屋敷委員

ありがとうございます。

自分も豊田委員と一緒にですね、移管された後も市長部局と教育委員会の方、話し合いがうまくできていけばいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

豊田教育長職務代理者

すいません。

もう1点ちょっと伺いたいんですけども、職務権限の特例に関する条例を定められるということでございますけれども、資料の4ページの3の1、移管イメージの中。これ赤字で書かれている部分で、市長部局へという、2行目から補助執行により市長部局へ移管というような説明がございますけれども、条例とこの補助執行の違い等に関しまして、教えていただきたいと思います。

よろしく願いします。

生涯学習課長

お答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条におきまして、地方公共団体の長が教育に関する事務のいずれか、またはすべてを管理し、

及び執行することができることとなっております。

その対象としまして、図書館、公民館、その他社会教育に関する教育機関が規定されているため、これらにつきましては、この法律により、市長による管理執行とするものでございます。

なお、公民館と図書館等の社会教育機関の設置管理に関することにつきましては、社会教育に含まれるものでもございますので、この度の公民館等の移管に伴い、これらを含む社会教育に関する事務を、地方自治法第180条の7の補助執行の規定により、あわせて市長部局へ移管することとするものでございます。

この規定は、地方公共団体の委員会はその権限に属する事務の一部を地方公共団体の長と協議して、長の補助機関である職員に補助執行させることができるというものでございまして、この規定によりまして、教育委員会の権限に属する社会教育に関する事務を市長の補助執行機関である職員に補助執行するものでございます。

豊田教育長職務代理者

ありがとうございました。

ちょっと認識不足なんですけども、補助執行というのは例えば兼務だとかそういったことなんですか。

藤代市長
(議長)

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えします。

兼務ということではないと考えておりまして、事務そのものを〇〇部〇〇課の職員に補助執行させるという、補助執行の規定を新たに設けるものでございます。

豊田教育長職務代理者

はい、わかりました。

ありがとうございました。

藤代市長
(議長)

他にいかがでしょうか。

私から少し補足をさせていただきますと、印西市のよき伝統として、この社会教育という分野があるというのは私もすごく感じているところであります。

つまり歴史的な経緯もある中で、社会教育について、ないしは生涯学習ないしは文化等々について引き続き、教育委員会の方でご担当いただくということも一案としてあるのかなとずっと思っていたんですけども、一方でずっと、課題として感じているのが、今、1つには市民活動であるとか、あとは様々な地域のいろいろな活動、まちづくりとの連携というところで、どうしてもこう、教育を超えてより一步、いろいろなものをまちづくりに生かしていくっていうようなことがこれからさらに増えていくんだろうなと思っています。

1例で申し上げれば、当然図書館というところについても、非常に重要な社会教育機関だという認識を持っているわけなんですけれども、最近の図書館の新しいあり方として、その中で学びを深めていただいた上で、具体的に社会に何かしらアクションを起こされていくような方々を支えていくといったような、そうした機能も求められている面もあるんだろうと思っています。

そうした中で、より市民活動も含めて、様々な市長部局との連携ということこれから進めていかなければならないという中において、いろいろと悩ましいところもあったんですけれども、市長部局の様々な連携が求められるような課等、同じ部のもとで一貫して取り組みを進めていくことが、さらにこれからもこの市の、この社会教育、生涯学習そして文化振興等々を進めていく上で重要ではなかろうかというような判断をさせていただいているというところであります。

当然ながら、様々な法律上の制約等々もございますので、そういったものにはしっかりと対応しながら、また、政治的な中立性、こういったところにも、しっかり留意をしながら、さらに取り組みを進めていきたいという思いで今回こういった検討をさせていただいています。

また、教育委員会で見ても、かなりいろいろな課題を一手に受けていただいているのが教育委員会です。当然ながら教育委員会の中で部を複数設ければいいじゃないかという議論も過去にあったことも私も承知をしています。

今、相当程度、教育長が多忙な中で、いろいろとご対応いただいているところもありますので、ある程度、教育委員会については学校教育というところにしっかりと向き合っていただく時間を取れた方が、特にマネジメントですね、いいのではないかという判断も、一部あったことは事実であります。

ですので、幸い市長部局の方は今、副市長も2人いますので、比較的そういった面では対応がしやすい体制にあるのかなと思っているところもあります。

ただ、繰り返しになりますけれども、引き続きしっかりと教育委員会、教育部とも連携をとりながら、全市として生涯、いろいろな皆さんが学び続けながら、いろいろな文化・芸術等々に触れながら、この人生をより豊かなものにしていくって、その先に、さらにこのまちがよりよいまちになっていくという、そうしたあり方を役所として全体でつくれるように進めて参りたいと思いますので、その思いは引き続き、変わらずにやって参りたいというところであります。

特に他になれば、よろしいですか。

事務局の方から何かありますか。

なければ議題を以上とさせていただきますけど、よろしいですか。

教育長、何かありますか。一言ふたこと、何か。

渡邊教育長 今、いろいろ説明をいただきまして、また質問にも答えていただきましたけれども、これから教育委員会から市長部局へ移管するっていうところで話題が出ていましたけれども、これできっぱり縁が切れるとかそういうことではないです。

お話にあったように、これからも連携をしていきたいというふうに思っていますし、また、その分この趣旨のところにも書いていただいていますけれども、また今市長からもありました通り、我々が今度は学校教育をより充実させていくっていうこと。このところも、さらに力を入れていきたいというふうに思っています。

以上です。

藤代市長 はい。ありがとうございます。

(議長)

それでは本日の議題については以上とさせていただきます。

本日の議事を終了しまして進行を事務局にお戻しをさせていただきます。

企画政策課長 ありがとうございました。

(進行)

それでは以上をもちまして、令和7年度第6回印西総合教育会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午前11時10分)

印西市総合教育会議設置要綱第8条の規定により、上記会議録は、事実と相違ないことをここに承認する。

令和7年11月12日

印西市教育委員会委員

長尾 香奈